

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立てに係る部分開示決定において開示しないこととした部分のうち、次の部分について、開示すべきである。

- 1 「建築士事務所立入指導調書」のうち非開示とした情報
- 2 「建築士事務所立入検査結果」のうち別紙1に掲げる情報

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「旧条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成12年8月14日付けで「県土木部建築宅地課が平成9年10月16日に行ったA社への事務所立入検査に関する一切の文書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、旧条例第11条の規定により、本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるとして、行政文書の存否を明らかにしない決定（以下「存否応答拒否処分」という。）を行い、平成12年8月28日付けで異議申立人に通知したが、異議申立人は、平成12年8月31日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、存否応答拒否処分を不服として、実施機関に異議申立てを行った。
- 3 実施機関は、旧条例第14条の規定により、平成12年11月21日に宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。審査会は、平成14年4月22日に「宮城県知事が行った行政文書の存否を明らかにしない決定は妥当ではなく、行政文書が存在しているならば、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は行政文書を開示しない旨の決定をし、存在していないならば、行政文書を保有していない旨の決定を行うべきである。」との答申を行った。

- 4 実施機関は審査会の答申を受け、平成14年7月9日に本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、存否応答拒否処分を変更し、本件行政文書の一部を除いて開示する部分開示変更決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について開示をしない理由を次のとおり付して、平成14年7月9日に異議申立人に通知した。

「建築士事務所立入指導調書」

「建築士事務所立入検査結果」

情報公開条例（情報公開条例の一部を改正する条例（平成14年宮城県条例第60号）による改正前のもの。以下「条例」という。）第8条第1項第2号に該当する。

「特定個人が識別される氏名等が含まれている。」

条例第8条第1項第3号に該当する。

「法人に関する情報や当該事業に関する技術や工法等が記録されており、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。」

- 5 異議申立人は、平成14年9月3日、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で述べている内容は、おおむね次のとおりである。

A社の工法はパンフレット等で、不特定多数の人々に無制限に配られており、公開することにより会社の利益が損なわれるという担当課の判断には、納得できない。

A社のような業者に対し個人の力は微力であるので、県民を守る立場にある行政が手を差し伸べるべきであり、その方法が本件行政文書を開示することではないかと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 建築士事務所立入検査について

建築士事務所の立入検査は、建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の2の規定により、建築士法違反の有無にかかわらず、地域的に偏りがないように考慮しながら、指導を兼ねて定期的に行っているほか、県民からの苦情相談などがあった建築士事務所に行くこともある。その検査結果として、建築士事務所側に建築士法違反がないケースが多い。しかし、立入検査の件数を増やし指導強化に努めているものの、年間で、本県知事登録を受けている建築士事務所全体の2パーセント程度しか検査を実施できないため、立入検査を受けたというだけで、建築士法上何らかの違反があったかのよう誤解される場合もある。

2 条例第8条第1項第2号該当性について

本件行政文書には、A社の開設者及び管理建築士並びに苦情相談者の氏名の記載がある。この情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものである。しかし、A社の開設者及び管理建築士の氏名が記載されている建築士事務所登録簿は、建築士法第23条の8の規定により、一般の閲覧に供しており条例第8条第1項第2号ただし書イに該当するものとして開示した。また、苦情相談者の氏名及びその家族関係を示す部分は条例第8条第1項第2号本文に該当するため、非開示としたものである。

3 条例第8条第1項第3号該当性について

本件行政文書には、建築士法に関する違反の有無や内容、A社の内部管理情報、A社の事業に関する独自の技術や工法等が記録されていることから、公開することにより、検査対象事務所が事業を営む上での競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。したがって、選択肢の番号等や独自の技術や工法等に関する情報は、条例第8条第1項第3号に該当するため非開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件行政文書の内容等について

本件行政文書は、建築士法第26条の2第1項の規定による建築士事務所立入検査の記録であり、建築士法違反の有無及び立入検査の際に対象事務所から聴取した業務内容、実施機関に苦情のあった住宅建設に関する検査内容が含まれている。

3 条例第8条第1項第2号該当性について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、また、条例第3条第1項後段は、実施機関に、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務付け、その保護の徹底を図っている。しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報として、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第

261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

実施機関が条例第8条第1項第2号該当で非開示としているのは、本件行政文書における特定個人の氏名、その者の家族関係が記載された部分及び彼等の行動として記載された部分である。

審査会がこれらの情報を検討したところ、これらはいずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのある情報と認められ、かつ公表が予定されている情報又は公務員の職務遂行に係る情報のいずれでもないと認められることから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ及びロに該当せず非開示とすることが適当である。

4 条例第8条第1項第3号該当性について

条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。また、同号ただし書は、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

条例第8条第1項第3号本文に規定する「権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報若しくは経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの又は法人等若しくは事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報をいうと解される。

実施機関は本件行政文書のうち非開示とした部分について、本号に該当していることから、以下その点について検討する。

(1) 本件行政文書 について

実施機関は本件行政文書 のうち、指導員が建築士法違反の有無に関する選択肢のいずれを選択したかが明らかになると法人の事業活動に支障が生じることから条例第8条第1項第3号本文に該当するものとして、当該選択肢の番号及び記述の欄をすべて非開示としている。

立入検査は、実施機関から聴取したところによれば、検査対象事務所の通常の業務形態を見て、建築士法上の指導をすることが目的であり、建築士法違反を摘発し処分することが目的ではない。また、本件行政文書 における調査項目からすると、仮に建築士法違反があったとしても、実施機関の指摘を受けて直ちに改善できるほど軽微なものであることに鑑み、公開しても一般に調査対象となった建築士事務所の社会的評価が損なわれるとか、事業活動に支障が生じるとは認められない。したがって、実施機関が本件行政文書 で非開示にした情報を公開しても、法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められず、条例第8条第1項第3号本文に該当しないことから、開示することが適当である。

(2) 本件行政文書 について

実施機関は本件行政文書 において、立入検査の理由に関する部分、設計業務に関する部分、工事請負契約締結に関する部分、工事監理に関する部分、苦情に対する検査内容に関する部分のうち、一部の情報について条例第8条第1項第3号本文に該当するものとして、非開示としている。

実施機関が非開示とした情報につき審査会が個々に検討したところ、別紙1に掲げる情報を除いては、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報又は事業活動を行う上での内部管理に属する情報、その他公開することにより、法人等の名誉、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報であり、公開すると法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められることから、条例第8条第1項第3号本文に該当し、非開示とすることが適当である。

しかしながら、別紙1に掲げる情報については、通常どの建築士事務所でも一般的に行われていると認められることから、公開しても法人の競争上の地位その他正当

な利益が損なわれるとまでは認められず，開示することが適当である。

5 結論

以上のとおり，実施機関が，「建築士事務所立入指導調書」のうち選択肢の番号並びに記述の欄及び「建築士事務所立入検査結果」のうち別紙 1 に掲げる情報について非開示としたことは妥当ではない。

実施機関のその余の判断は，妥当である。

第 6 審査会の経過

当審査会の処理経過は，別紙 2 のとおりである。

別紙 1

大項目	小項目	今回開示が妥当と判断した部分
検査内容	設計業務	1行目39文字目から3行目15文字目まで
	工事請負契約締結	2行目22文字目から40文字目まで
	工事監理	1行目から3行目まで
異議申立人の件での検査内容	確認申請書・住宅金融公庫設計審査申請関係書類の作成	2行すべて

注 意

- 1 「（」,「）」,「,」,「。」,「・」は1文字と数える。
- 2 数字は1文字と数える。
- 3 スペースは数えない。
- 4 行の文字数はすべて左から数える。

別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
14 . 9 . 27	諮問を受けた。(諮問第107号)
14. 12. 10	異議申立人から意見書を受理した。
15 . 7 . 28 (第183回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 8 . 4 (第184回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 9 . 22 (第185回審査会)	実施機関(土木部建築宅地課)から非開示理由等を聴取した。
15 . 10 . 7 (第186回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 10 . 28 (第187回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 11 . 17 (第188回審査会)	事案の審議を行った。
15. 12. 15 (第190回審査会)	事案の審議を行った。
16 . 1 . 20 (第191回審査会)	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会名簿(五十音順)

氏名	現職	備考
犬飼健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
木下淑恵	東北学院大学法学部助教授	
佐々木健次	弁護士	

(平成16年2月9日現在)